令和2年6月9日 食品監視安全課 HACCP推進室 横田 HACCP推進室長 担当:奥藤、宮山(内線2478、4251)

総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認について(1, 2, 3月分)

標記の件について、営業者より、改正前の食品衛生法第13条第1項(※)に基づく総合衛生管理製造過程を経て製造することについての承認申請があり、担当する各地方厚生局において審査したところ、承認基準に適合すると認められ、下記のとおり承認したのでお知らせします。

記

承認日	施設名及び所在地	品 目	厚生局	
令和2年	株式会社あじかん静岡工場	<b>名内海り制</b> 口	東海北陸	
3月26日	静岡県島田市中河817番地5	魚肉練り製品	果 伊 化 医	

## (参考) 総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認状況

	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り 製品	容器包装詰加圧 加熱殺菌食品	清涼飲料水	合 計
施設数	109	99	51	8	4	66	337
件数	156	141	84	9	4	107	501

(令和2年3月31日現在)

- 注1) 承認施設として現在稼働している施設及び品目。
- 注2)複数の品目について承認を取得している施設は、1施設として計上している。
- ※「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)により、令和2年6月1日をもって総合衛生管理製造過程承認制度(改正前の第13条及び14条)は廃止されましたが、それより前に承認・更新の手続きが完了したものについては、その有効期間満了日までは従前のとおり取り扱います。